

STOP! 暴力

◆それはDVではありませんか？

あなたの家庭で起こっていることはDVではありませんか？ 殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、暴言を吐かれたり、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けることもDVの一つです。

「夫婦の問題だから」「どこの家庭でもある話」と自分一人で解決しよう、がまんしようとしていませんか？ どんな形であっても、暴力は犯罪です。悪いのはあなたではありません。

プライベートな問題を外部に相談することは勇気のいることですが、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたにとって大切な権利です。

一人で背負い込まずに、勇気を出して相談してください。秘密は厳守、相談は無料です。

相談先： 徳島県子ども女性相談センター ☎088-652-5503、☎088-623-8110
電話相談／9：00～22：00（年末年始を除く）
面接相談／平日10：00～16：00（予約してください）



【DVとは】

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人、親しいパートナーからの身体的・精神的・性的・経済的暴力を言います。

◆身内の方や友人、ご近所のみなさんへ

DVをうけている人から相談されたり、DVに気づいた時は、「あなたは悪くないんだよ」という被害者を理解する立場に立って、一人で悩まずに相談機関で相談するよう勧めてください。

「相手の言い分も聞いて」「あなたにも悪いところがある」などという心無い言葉や態度は、被害者をさらに傷つけるだけでなく、せつかくの勇気を非難し、今後の相談への足かせとなることもありますので、十分な配慮が必要です。

年末の事業資金のお手当はお早めに！

1. セーフティネット貸付のうち業況が悪化している方……………年 1.95%～（運転資金）
2. 上記1に該当し、雇用の維持・拡大に取り組む方……………年 1.85%～（運転資金）
3. 第三者保証人等を不要とする融資（保証人がいない方）………上乗せ金利 0.35%
4. 「おまとめ融資」＋「長期返済に組み替え」

（上記1～3は平成22年3月末までの措置です。ご利用には一定要件があります。詳細はお気軽にお問い合わせください。金利は平成21年10月15日現在。）

【セーフティネット貸付制度の主な概要】	
ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間	運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内） （設備資金は基準金利2.25%～となります。また、第三者保証人等不要の場合は設備資金の返済期間は10年となります。）

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫
徳島支店国民生活事業
☎088-622-7271

“回収します！あなたの家の古い電話帳！”

N T T西日本では地球環境保護・資源の有効活用のため、「古い電話帳から新しい電話帳へ」の考えのもと、古い電話帳のリサイクルを積極的に推進しています。新しい電話帳を各ご家庭に11月中にお届けしますので、その際古い電話帳を配達員へお渡し下さい。ご不在等で古い電話帳を回収できなかった方へは、改めて回収にお伺いいたしますので、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 タウンページセンター 0120-506-309（営業時間：平日9時～17時、土・日・祝日は休業）

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の店選びは『Sマーク』登録店で！

標準営業約款（Sマーク）



Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

【お問い合わせ先】 財団法人 徳島県生活衛生営業指導センター
☎088-623-7400